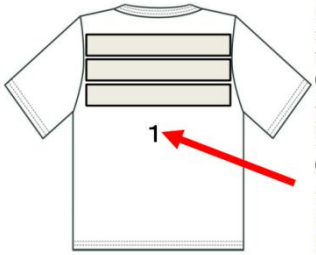


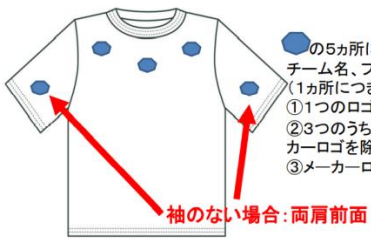
全国中学校バドミントン大会【着衣表示申し合わせ事項】

<着衣表示>について

(公財)日本中学校体育連盟バドミントン競技部

(公財)日本バドミントン協会競技規則 大会運営規程第4章第24条	日本中学校体育連盟バドミントン競技部	
第24条 着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。	申し合わせ事項	確認事項
<p>(1)ウェア(上衣)の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。</p> <p>①文字列各行の大きさは、高さ6cm~10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。</p> <p>②プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm~10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm~10cmとする。</p> <p>③背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。</p> <p>④文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。</p> <p><b>上衣背面</b></p>  <p>の3行まで、3行とも単一色の表示を認める。</p> <p>①文字列は明瞭な文字で表示部分の色と明確に区別できる色とし、各行の大きさは高さ6cm~10cm、横は30cm以内とする。</p> <p>②各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平に表示する。(異なる項目は同一行に表示不可)</p> <p>③文字列にロゴを含むことはできない。</p> <p>背番号は文字列の下中央部に2桁以内で、高さ15cm以内、1桁横7cm以内、明瞭な文字で表示部分の色と明確に区別できる色とする。</p>	<p>着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。</p> <p>※文字列は3行までで、上段に学校(地域クラブチーム)名(1~2行、可能な限り1行とする)、下段に姓(1行)とする。</p>	<p>着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。</p> <p>※文字列は3行までで、上段に学校(地域クラブチーム)名(1~2行、可能な限り1行とする)、下段に姓(1行)とする。チーム内に同姓がいる場合には名前の一文字目を小さく入れること。ゼッケンを使用する場合、白の布地で縦20cm、横30cmの大きさを基準とする。(ゼッケンの場合の文字の色は、黒色または濃紺色とする。)</p> <p>例</p> <p>①中学校                      &lt;正式名称&gt; 越谷市立栄進中学校                      &lt;ゼッケン・プログラム対戦表用名称&gt;越谷栄進中</p> <div data-bbox="1646 750 1937 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>越谷栄進中 関根冬</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">7</p> <p>②地域クラブチーム(1行表示)                      &lt;正式名称&gt; 越谷栄進ジュニアバドミントンクラブ                      &lt;ゼッケン・プログラム対戦表用名称&gt; Eishin Jr.</p> <div data-bbox="1646 1133 1937 1324" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>Eishin Jr. 関根冬</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">7</p>

		<p>③地域クラブチーム(2行表示)          &lt;正式名称&gt; 越谷栄進ジュニアバドミントンクラブ          &lt;ゼッケン・プログラム対戦表用名称&gt;          KOSHIGAYA EISHIN JUIOR CLUB</p>  <p>7</p> <p>※ゼッケンの中学校(地域クラブチーム)名とプログラム対戦表の中学校(クラブチーム)名の表示は同じなので、可能な限り1行表示が望ましい。</p>
<p>(2)ウェア(上衣)の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。</p> <p>①複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)</p> <p>②文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。</p> <p>③前番号はウェア(上衣)前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。</p> <p>上衣前面</p>  <p>チーム名・スポンサー名・広告 (複数行・装飾文字・複数色可、関連ロゴ)</p> <p>40cm以内 10cm以内</p> <p>前番号は胸下に2桁以内で、高さ8cm以内、1桁横4cm以内</p> <p>表示例 40cm以内 10cm以内</p>	<p>※中学生が広告媒体となることはふさわしくないとの理由から、広告やスポンサー名およびスポンサーロゴは禁止し、学校(地域クラブチーム)名、または学校(地域クラブチーム)名の一般的略称に限る。文字列に校章(地域クラブチームのチームロゴ)を含めてもよい。</p> <p>例</p> <p>①中学校</p>  <p>②地域クラブチーム</p> 	
<p>(3)ウェア(上衣)には、右襟、左襟、右袖、左袖(袖のない場合は、右肩前面、左肩前面)、ウェア前面の5カ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとする。</p>	<p>※スポンサーロゴは禁止とする。          ※校章(地域クラブチームのチームロゴ)の表示は認める。</p>	

<p>①1つのロゴの大きさは20cm<sup>2</sup>以内とする。  ②上記3つのうち1つは50cm<sup>2</sup>位内でも可とする。(メーカーロゴを除く)  ③メーカーロゴはその数に入れない。</p> <p><b>ロゴ表示</b></p>  <p>●の5カ所に3つまでスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示できる。(1カ所につき1つまで)  ①1つのロゴの大きさは20cm<sup>2</sup>以内  ②3つのうち1つは50cm<sup>2</sup>以内でも可(メーカーロゴを除く)  ③メーカーロゴは数(3つ)に入れない</p> <p>袖のない場合:両肩前面</p>		
<p>(4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。  ①1つのロゴの大きさは20cm<sup>2</sup>以内とする。  ②メーカーロゴはその数に入れない。</p>	<p>※スポンサーロゴは禁止とする。  ※校章(地域クラブチームのチームロゴ)の表示は認める。</p>	
<p>(5) 各ソックス(対の一つ)には2つまで広告(メーカーロゴやマークを含む)を表示することができる。大きさは20cm<sup>2</sup>以内とする。プレーヤーが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合も各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。(サポーターなどの医療用具のメーカーロゴはその数に入れない)</p>	<p>※校章(地域クラブチームのチームロゴ)の表示は認める。</p>	<p>(5) サポーターなどの医療用具のメーカーロゴは認める。</p>
<p>(6) アンダーウェア(上衣)、リストバンド、バンダナ、サポーターなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。  ①1つのロゴの大きさは20cm<sup>2</sup>以内とする。  ②メーカーロゴもその数に入れる。</p>	<p>※スポンサーロゴは禁止とする。  ※校章(地域クラブチームのチームロゴ)の表示は認める。</p>	
<p>(7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記(1)～(6)の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。</p>	<p>※各ブロック大会および各都道府県の中体連主催の大会については、上記(1)～(6)の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。</p>	
<p>(8) プレーヤーは、違法な、抽象的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出してはいけない。(これは着衣にてではない)</p>	<p>規程通り</p>	
<p>(9) たばこの会社や製品に関係する広告は禁止とする。</p>	<p>規定通り</p>	